

グループホーム設置運営事業補助金（整備費）審査会設置要領

（設置）

第1条 障害者グループホームの整備に対する補助金に係る事前審査を適正かつ公平に行うため、グループホーム設置運営事業補助金（整備費）審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 審査会は、次に掲げる事項の審査を行うものとする。

（1）グループホーム設置運営事業補助金第3条第1項第1号に定める障害者グループホームの整備に対する補助金の交付対象事業の決定

（2）その他委員長が必要と認めた事項

（審査対象）

第3条 同補助金の事前審査に係る事業者からの提出書類

（組織）

第4条 審査会の委員は、別表に掲げる者とする。

（委員長等）

第5条 審査会に委員長を置き、福祉こども部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代理等）

第7条 委員は、審査会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、審査会において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

3 委員は、必要に応じて説明等のために他の職員を同席させることができる。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、民生局福祉こども部福祉施設課において行う。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第5条関係）

福祉子ども部長	福祉施設課長	障害福祉課長
---------	--------	--------